

実は身近な問題「産業廃棄物」について考えてみましょう

「廃棄物」は、日常生活で発生する「一般廃棄物」と事業活動によって発生する「産業廃棄物」とに大別されます。なお、私たちの生活の身近で発生する廃棄物のうち、下水処理後に残る汚泥や、家のリフォームから出る建設廃材などは産業廃棄物に分類されます。医療廃棄物を燃やした後に残る燃え殻など、リサイクルを進めてもゼロにするのが難しい廃棄物もあります。私たちはこの身近な問題に、いま一度向き合う必要があります。

今回から3回シリーズ(※)で、この問題について考えていきます。※1月21日(土)、28日(土)に掲載予定。

私たちの生活にも身近な産業廃棄物

一般廃棄物

● 普段の暮らしから出るゴミ

燃えるゴミ、不燃ゴミ、粗大ゴミ など



● 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法に定められた20種類の廃棄物

燃え殻、ばいじん、汚泥、廃油、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、木くず、がれき類、動植物性残さ など

「下水処理後の汚泥」、「家のリフォームから出る建設廃材」、「医療廃棄物を燃やした後に残る燃え殻」なども含まれます。

廃棄物の分類

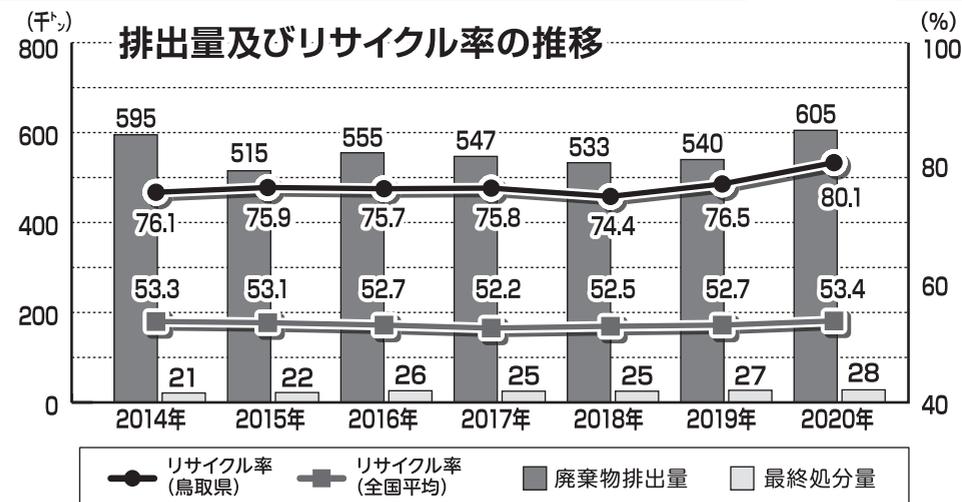
産業廃棄物

最終処分場の役割ってなに？

県内で発生する産業廃棄物は年間60万トン程度(第1次産業除く)で、そのリサイクル率は約80%と、全国平均(約53%)を大きく上回っています。

しかし、現在の技術では全ての廃棄物をリサイクルすることはできません。

最後まで残った産業廃棄物を周囲の環境に配慮しながら安全に埋め立て処分する施設が最終処分場です。



※産業廃棄物最終処分場については、「最終処分場の必要性」として県のホームページにも掲載しています▶▶

鳥取県

問合せ先

県庁 循環型社会推進課

電話:0857-26-7681 FAX:0857-26-7563



次回は

最終処分場の種類と、「管理型」という種類の最終処分場が県内に必要な理由について考えます。